

公 示 日：2026年4月22日（水）

調達管理番号：26a00173

国 名：タンザニア国

担 当 部 署：タンザニア事務所

調 達 件 名：タンザニア国スポーツと開発政策アドバイザー業務（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （1）担当業務：アフリカ地域スポーツと開発政策アドバイザー
- （2）格付：2号
- （3）業務の種類：専門家業務
- （4）在勤地：ダルエスサラーム市
- （5）全体期間：2026年6月下旬から2029年11月中旬
- （6）業務量の目途：36人月

2. 業務の背景

タンザニアでは1995年に国家スポーツ政策が策定され、同政策は当初から女性、障害者、伝統的スポーツに関する包括的な記述を盛り込むなど、進歩的な内容を有している。一方で、政策を実行に移すための具体的な実施メカニズム、持続可能な資金調達の枠組み、研修体系や評価・モニタリングなどの制度面は十分に整備されておらず、また、策定から30年が経過した現在に至るまで改訂がなされていない状況にある。

2025年に制定された国家開発政策「タンザニア開発ビジョン2050（Tanzania Development Vision 2050：TDV2050）」では、「繁栄し、公正で包摂的かつ自立した国家（A Prosperous, Just, Inclusive and Self-Reliant Nation）」の実現を大きな国家目標として掲げており、その中で、スポーツは重要セクターの一つとして明確に位置付けられている。同ビジョンの柱である「①強く包摂的で競争力のある経済」および「②人的資源ならびに社会開発」では、経済、保健、福祉、ジェンダー等の観点から、スポーツ産業の活性化やジェンダー課題への対応や健康増進に資するスポーツ振興に取り組むとしている。加えて、同ビジョンにお

いては、「保健システム強化プログラム」の重要性も強調されているが、スポーツおよび身体活動は、予防的健康の推進、社会的結束の強化、国民の福祉向上において中心的な役割を果たすことが期待されている。これらのことから、スポーツ政策の実施戦略は、国家開発計画全体の推進において極めて重要な役割を担うものとなっている。

このような状況を踏まえ、情報・文化・芸術・スポーツ省は、タンザニア国家スポーツ競技会（NSCT）と協力して、エビデンスに基づくプログラムの策定を主導し、国家ビジョンに資する取り組みが求められている。この取り組みは、他の主要省庁、特に教育省、保健省、地方自治省（TAMISEMI）と緊密に連携して実施されることが求められる。さらに、政策の実施に加えて、健康増進のためのスポーツのコミュニティレベルでの取り組みと、社会的および経済的側面からの新興セクターとしてのスポーツ産業の発展も求められている。このためには、保健や教育、地方自治省との省庁横断の取り組みが重要である。

なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

3. 期待される成果

タンザニア国情報・文化・芸術・スポーツ省 及び国家スポーツ評議会（NSCT）においてスポーツ政策の国家実施戦略を確立し、タンザニア全土で政策の実装を可能にする仕組みが構築され、タンザニアにおける包摂的で持続可能なスポーツ開発を促進し、「包摂的で公正な社会」が実現することが期待される。

想定される成果は以下のとおり。

- 成果1) スポーツ開発政策促進のための実践的な国家実施戦略が制定され、制度化される。
- 成果2) 関連省庁と協力して、健康増進と地域経済発展を促進するための、コミュニティベースのモデルが実施される。（地方自治体のスポーツ行政官やスポーツコーチなどへのトレーニングを含む）。
- 成果3) 国内のスポーツ用品生産向上や、AFCON（Africa Cup of Nations）2027を活用した地域産業や自治体と連携したスポーツツーリズムの推進といった、スポーツ関連の経済的機会が促進される。

4. 業務の内容

【成果1に係る業務】¹

- 1)-1 現スポーツ政策および関連セクター戦略の政策分析とレビューを実施する。
- 1)-2 関連ステークホルダーとの参加型での多分野にわたるワークショップの実施について、助言・指導する。
- 1)-3 スポーツ政策と評価モニタリング・フレームワークでの国家実施戦略を起草・改訂について、助言・指導する。
- 1)-4 スポーツ関係者に対し、戦略を運用するための技術支援と能力開発トレーニングの実施について、助言・指導する。

【成果2に係る業務】²

- 2)-1 健康増進と地域貢献に焦点を当てたパイロットプロジェクトを実施する。
- 2)-2 地方自治体のスポーツ行政官やスポーツコーチ向けのトレーニングプログラムを実施する。
- 2)-3 パイロットプロジェクトの評価・モニタリングの実施と、成果・教訓を取りまとめる。
- 2)-4 関連省庁との連携・調整を行う。

【成果3に係る業務】³

- 3)-1 国内スポーツ用品製造能力に関するニーズ評価と実現可能性調査を実施する。
- 3)-2 関連省庁とのマルチステークホルダー対話を促進し、同対話の実施運営等について助言・指導する。
- 3)-3 AFCON 2027に関連するスポーツツーリズムイニシアチブの計画と実施支援、助言等を行う。
- 3)-4 スポーツ産業と観光開発に関連する優れた実践の文書化と普及について助言・指導する。

¹ スポーツ開発政策促進のための国家戦略を制定していくには、どのように取り組んでいくべきか方針を持っておく必要があります。特に複数の省庁と連携し、3年間と限られた中で、成果を達成していくためには、事前にある程度、専門家自身による方針が必要と考えています。これらの方針について提案してください。

² 健康増進と地域経済発展を促進するための、コミュニティベースのモデル案策定にどんなアプローチをとっていくのか、具体的に提案をお願いします。国家戦略策定とは、異なるレベルの担当官を対象に複数の省庁や、地域を対象にすることからアプローチ方法が異なってくると考えられます。3年間での達成を考え、具体的な取り組み方法を提案してください。

³ 健康増進と地域経済発展を促進していくにはスポーツに関連した産業を国内で育成していく必要があります。AFCON (Africa Cup of Nations) 2027などもあることから、どのような実践ができそうか提案に含めてください。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

| No. | 提案を求める項目 | 業務の内容での該当箇所 |
|-----|--|-------------|
| 1 | スポーツ開発政策促進のための実践的な国家実施戦略制定まで、どういったプロセスで情報を収集、分析し、まとめていくのか。また複数の省庁を巻き込み、それを戦略として制定していくにあたってのアプローチ方法 | 【成果1に係る業務】 |
| 2 | 健康増進と地域経済発展を促進するための、コミュニティベースのモデル案策定のための具体的手法 | 【成果2に係る業務】 |
| 3 | 地域産業や自治体と連携したスポーツ関連の経済的機会の促進 | 【成果3に係る業務】 |

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

| | |
|-----------|-------------------------|
| 類似業務経験の分野 | スポーツ分野（スポーツ行政等）における各種業務 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

| 報告書名 | 提出時期 | 提出先 | 言語 | 形態 | 部数 |
|----------------------|-------------|----------|-----|-------|----|
| ワーク・プラン ⁴ | 渡航開始より2カ月以内 | タンザニア事務所 | 英語 | 電子データ | — |
| | | | 日本語 | 電子データ | — |
| | | C/P 機関 | 英語 | 電子データ | — |

⁴ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）、⑤PDM（指標の見直し及びベースライン設定）、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

| | | | | | |
|---------|--------------------------|----------------------|-----|-------|---|
| 3か月報告書 | 渡航開始より3か月ごと ⁵ | 国際協力調達部（CC:タンザニア事務所） | 日本語 | 電子データ | — |
| 業務進捗報告書 | 渡航開始より6か月ごと | 国際協力調達部（CC:タンザニア事務所） | 日本語 | 電子データ | — |
| 業務完了報告書 | 契約履行期限末日 | タンザニア事務所（CC:国際協力調達部） | 日本語 | 電子データ | — |

6. 業務上の特記事項

（1）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は2026年11月上旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本専門家のみです。

（2）参考資料

① 本業務に関する以下の資料がタンザニア国家スポーツ評議会のウェブサイトで公開されています。

- ・ Report on the Nationwide Survey of Sports and Physical Activity Participation in Tanzania
[sw-1747817071-report nationwide.pdf](#)

7. 選定スケジュール

| No. | 項目 | 期限日時 |
|-----|----------------|-------------------------|
| 1 | 簡易プロポーザル等の提出期限 | 2026年 5月 14日 12時まで |
| 2 | プレゼンテーション実施案内 | 2026年 5月 25日まで |
| 3 | プレゼンテーション実施日 | 2026年 5月 28日 15時30分～17時 |
| 4 | 評価結果の通知 | 2026年 6月 2日まで |

⁵ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等：特になし
- (2) 家族帯同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数 : 1部
- (3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNERを通じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外でのプレゼンテーションは実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合があります。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼン

テーションです。(Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。) 指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|---------------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 20 点 |
| ② 語学力 | 10 点 |
| ③ その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④ 業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

(計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬：

| 家族帯同の有無 | | 本人のみ（家族帯同無） | 家族帯同有 |
|---------|----|-------------|-----------|
| 月額（円/月） | 法人 | 1,565,000 | 1,761,000 |
| | 個人 | 1,212,000 | 1,407,000 |

② 教育費：

| 就学形態 | | 3歳～就学前 | 小・中学校 | 高等学校 |
|---------|-------|--------|-------|------|
| 月額（円/月） | 日本人学校 | 43,000 | | |

| | | | | |
|--|-----------------------|--|----------|----------|
| | インターナショナルスクール／ 現地校 | | 440, 200 | 495, 300 |
|--|-----------------------|--|----------|----------|

③ 住居費：2,900 ドル／月

④ 航空賃（往復）：1,771,730 円／人

（2）便宜供与内容

- ア) 空港送迎：到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通 訳 備 上：なし
- オ) 執務スペースの提供：NSTC における執務スペース提供
- カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

（3）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

（4）臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA タンザニア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須と

案件概要表

1. 案件名 (国名)

国名：タンザニア共和国 (タンザニア)

案件名：(和) スポーツと開発政策アドバイザー

(英) Advisor on Sports and Development Policy Implementation

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国におけるスポーツセクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
タンザニアでは 1995 年に国家スポーツ政策が策定され、同政策は当初から女性、障害者、伝統的スポーツに関する包括的な記述を盛り込むなど、進歩的な内容を有している。一方で、政策を実行に移すための具体的な実施メカニズム、持続可能な資金調達の手組み、研修体系や評価・モニタリングなどの制度面は十分に整備されておらず、また、策定から 30 年が経過した現在に至るまで改訂がなされていない状況にある。

2025 年に制定された国家開発政策「タンザニア開発ビジョン 2050 (Tanzania Development Vision 2050: TDV2050)」では、「繁栄し、公正で包摂的かつ自立した国家 (A Prosperous, Just, Inclusive and Self-Reliant Nation)」の実現を大きな国家目標として掲げており、その中で、スポーツは重要セクターの一つとして明確に位置付けられている。同ビジョンの柱である「①強く包摂的で競争力のある経済」および「②人的資源ならびに社会開発」では、経済、保健、福祉、ジェンダー等の観点から、スポーツ産業の活性化やジェンダー課題への対応や健康増進に資するスポーツ振興に取り組むとしている。加えて、同ビジョンにおいては、「保健システム強化プログラム」の重要性も強調されているが、スポーツおよび身体活動は、予防的健康の推進、社会的結束の強化、国民の福祉向上において中心的な役割を果たすことが期待されている。これらのことから、スポーツ政策の実施戦略は、国家開発計画全体の推進において極めて重要な役割を担うものとなっている。

(2) タンザニア国に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

2023 年度から 2026 年度派遣の JICA 個別専門家 (スポーツと開発) の活動において、タンザニア国家スポーツ評議会 (NSCT) は、「タンザニアにおける運動・スポーツ参加にかかる全国調査報告書」を公表した。同種の調査としてはタンザニア国内初の実施であり、今後の戦略を策定するための重要なエビデンスを提供するものであった。同調査に基づく、主な提言として、運動・スポーツ参加におけるジェンダーギャップの解消、若者や高齢者のためのインクルーシブなアプローチの促

進、学校での体育教育の強化、障害者のスポーツへのアクセスの改善などが含まれている。

以上のような背景から、情報・文化・芸術・スポーツ省は、NSCTと協力して、エビデンスに基づくプログラムの策定を主導し、国家ビジョンの実現に向けた取り組みを強化することが求められており、他の主要省庁、特に教育省、保健省、地方自治省（TAMISEMI）と緊密に連携し、各種政策の実施促進や人材育成の支援を目的とした省庁配属の政策アドバイザーを派遣することとなった。

なお、政策の実施に向けては、健康増進のためのスポーツのコミュニティレベルでの取り組みと、社会的および経済的側面からの新興セクターとしてのスポーツ産業の発展も含まれる。このためには、幅広い省庁横断の取り組みが重要である。

また添付・プログラムポンチ絵が示すとおり、本件は JGA10「スポーツと開発」を軸としつつ、JGA14「スポーツを通じたジェンダー主流化の推進」、JGA6「運動による健康増進」、JGA8「体育教育を通じた人づくり」、JGA9「スポーツを通じた障害者の社会参加の機会拡充」、JGA4「スポーツツーリズムによる産業振興」など、複数の JGA にまたがり、セクター横断の視点での取り組みを想定している。

加えてアフリカ地域における唯一の「スポーツと開発」分野の個別専門家として、タンザニアのみならず広域の視点での活動も推奨される。

（3）他の援助機関の対応

該当分野における他援助機関の動きとしては 2025 年 6 月まで GIZ が Sports for Development in Africa という広域展開プロジェクトをタンザニアではザンジバルを対象に実施。また 2025 年 9 月まで Expertise France からフランス人専門家が NSCT に派遣されていた実績はあるが後任派遣の情報はない。したがって現時点で該当分野における他援助機関の計画は予定されていない。

3. 事業概要

（1）事業目的

スポーツ政策の国家実施戦略を確立し、タンザニア全土で政策の実装を可能にする仕組みが構築され、タンザニアにおける包摂的で持続可能なスポーツ開発を促進し、「包摂的で公正な社会」が実現される。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

ダルエスサラーム及びドドマ

（3）総事業費（日本側）

1.08 億円

（4）事業実施期間

2026 年 11 月～ 2029 年 10 月 を予定（計 36 カ月）

(5) 事業実施体制

タンザニア国情報・文化・芸術・スポーツ省 及び国家スポーツ評議会

4. 事業の枠組み

(1) 成果

成果 1： スポーツ開発政策促進のための実践的な国家実施戦略が制定され、制度化される。

成果 2： 関連省庁と協力して、健康増進と地域経済発展を促進するための、コミュニティベースのモデルが実施される。地方自治体のスポーツ行政官やスポーツコーチなどへのトレーニングを含む。

成果 3： 国内のスポーツ用品生産向上や、AFCON (Africa Cup of Nations) 2027 を活用した地域産業や自治体と連携したスポーツツーリズムの推進といった、スポーツ関連の経済的機会が促進される。

(2) 主な活動

【成果 1】

- 1-1 現スポーツ政策および関連セクター戦略の政策分析とレビューを実施する。
- 1-2 関連ステークホルダーとの参加型での多分野にわたるワークショップの実施について、助言・指導する。
- 1-3 スポーツ政策と評価モニタリング・フレームワークでの国家実施戦略を起草・改訂について、助言・指導する。
- 1-4 スポーツ関係者に対し、戦略を運用するための技術支援と能力開発トレーニングの実施について、助言・指導する。

【成果 2】

- 2-1 健康増進と地域貢献に焦点を当てたパイロットプロジェクトを実施する。
- 2-2 地方自治体のスポーツ行政官やスポーツコーチ向けのトレーニングプログラムを実施する。
- 2-3 パイロットプロジェクトの評価・モニタリングの実施と、成果・教訓を取りまとめる。
- 2-4 関連省庁との連携・調整を行う。

【成果 3】

- 3-1 国内スポーツ用品製造能力に関するニーズ評価と実現可能性調査を実施する。
- 3-2 関連省庁とのマルチステークホルダー対話を促進し、同対話の実施運営等について助言・指導する。

- 3-3 AFCON 2027 に関連するスポーツツーリズムイニシアチブの計画と実施支援、助言等を行う。
- 3-4 スポーツ産業と観光開発に関連する優れた実践の文書化と普及について助言・指導する。

以 上